



衆議院、参議院の比例代表選挙で各政党等への当選人の配分は、ドント式といわれる方式で決められます。ドント式はベルギーの法学者ドントが考案した議席を割り当てるための計算方式です。

- ①各政党の得票数を1から順に正の整数で割ります。(1. 2. 3・・・)
- ②割った後に求められた数字が大きい順に、定数の議席を配分します。
- ③各政党の比例代表名簿への登載者の上位から順に、配分された議席まで当選者が割り当てられます。

例：定数が7議席の比例代表選挙において、各党の得票数を次のとおりとした場合

	ライオン党 🦁	クマ党 🐻	パンダ党 🐼	ウサギ党 🐰
得票数	4,500	3,300	2,100	1,200
➡				
÷ 1	4,500 (1)	3,300 (2)	2,100 (4)	1200 (7)
÷ 2	2,250 (3)	1,650 (5)	1050 (落選)	600 (落選)
÷ 3	1,500 (6)	1,100 (落選)	700 (落選)	400 (落選)

(1)から(7)は当選の順位を示しています。
この例では(1)から(7)の当選順位のとおり、ライオン党に3議席、クマ党に2議席、パンダ党とウサギ党にそれぞれ1議席が配分されます。

選挙についてのお問い合わせ



選挙管理委員会	郵便番号	所在地	電話番号
堺市選挙管理委員会	590-0078	堺区南瓦町3番1号 堺市庁舎内(高層館12階)	072-228-7875
堺区選挙管理委員会	590-0078	堺区南瓦町3番1号 堺区役所内(本館3階)	072-228-7263
中区選挙管理委員会	599-8236	中区深井沢町2470番地7 中区役所内(3階)	072-270-8181
東区選挙管理委員会	599-8112	東区日置荘原寺町195番地1 東区役所内(3階)	072-287-8200
西区選挙管理委員会	593-8324	西区鳳東町6丁600番地 西区役所内(4階)	072-275-1901
南区選挙管理委員会	590-0141	南区桃山台1丁1番1号 南区役所内(3階)	072-290-1800
北区選挙管理委員会	591-8021	北区新金岡町5丁1番4号 北区役所内(2階)	072-258-6706
美原区選挙管理委員会	587-8585	美原区黒山167番地1 美原区役所内(4階)	072-363-9311

18歳になったら選挙に行こうのPDF版について

堺市選挙管理委員会事務局のホームページに「18歳になったら選挙に行こう」のPDF版を掲載しています。



18歳になったら 選挙に行こう



目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・ 3 P
- 政治と選挙・・・・・・・・・・・・・ 4 P
- 選挙の種類・・・・・・・・・・・・・ 6 P
- 選挙権・被選挙権・・・・・・・・・・・・・ 8 P
- 選挙人名簿・・・・・・・・・・・・・ 9 P
- 投票率について・・・・・・・・・・・・・ 10 P
- 投票の流れ・・・・・・・・・・・・・ 11 P
- 様々な投票制度・・・・・・・・・・・・・ 12 P
- 情報収集・・・・・・・・・・・・・ 13 P
- 選挙運動・・・・・・・・・・・・・ 14 P
- 明るい選挙の実現に向けて・・・・・・・・ 17 P
- (特集) 選挙のあゆみ・・・・・・・・・・・・・ 18 P
- (特集) ドント式について・・・・・・・・ 20 P
- 市内の選挙管理委員会一覧・・・・・・・・ 20 P

にゃんぱあーる
めいすいくんの紹介



堺市選挙キャラクター
にゃんぱあーる

選挙や政治を身近に感じてもらえるように
啓発活動を実施しています。



明るい選挙のイメージキャラクター
選挙のめいすいくん

明るい選挙を推進する活動を実施しています。

はじめに



選挙権が18歳以上に

2015年6月、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられました。選挙権年齢の変更は、実に70年ぶりの出来事でした。

皆さんはこれから18歳になると選挙権が与えられ、選挙に参加することで、政治に自分の声を届けることができるようになります。来たるべき選挙への参加に向けて、選挙について学んでいきましょう!!

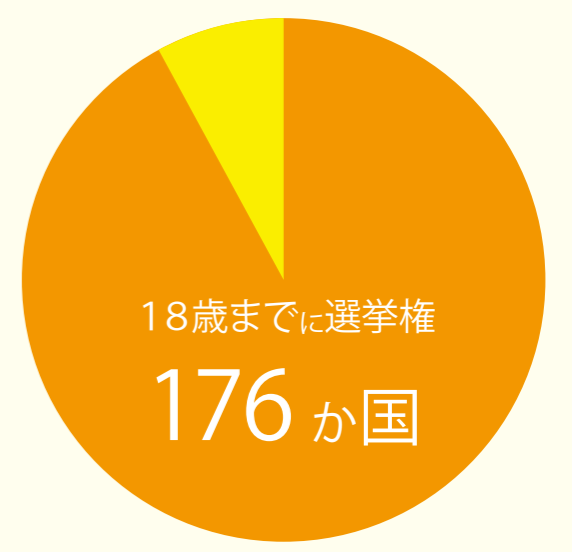


なぜ18歳からの選挙権が与えられたのか

18歳以上に選挙権が与えられるようになった理由の一つとして、少子高齢化や人口減少が進む日本において、若者の力があらゆる分野で必要とされていることが挙げられます。より若い世代が選挙権を持つことで、これからの社会を担うことになる若い世代の意見を反映していくことが期待されています。

ただ、18歳から選挙権が与えられることは世界的に見て珍しいことではありません。世界の約9割の国々で18歳以上に選挙権が与えられています。

主な各国の選挙権年齢(抜粋)	
25歳	アラブ首長国連邦
21歳	オマーン・クウェート・シンガポール・マレーシアなど
20歳	カメルーン
19歳	韓国
18歳	米国・英国・イタリア・オーストラリア・カナダ・ドイツ・フランス・ロシアなど
17歳	東ティモールなど
16歳	アルゼンチン・オーストリア・キューバ・ブラジルなど



※国立国会図書館調べ(平成26年)

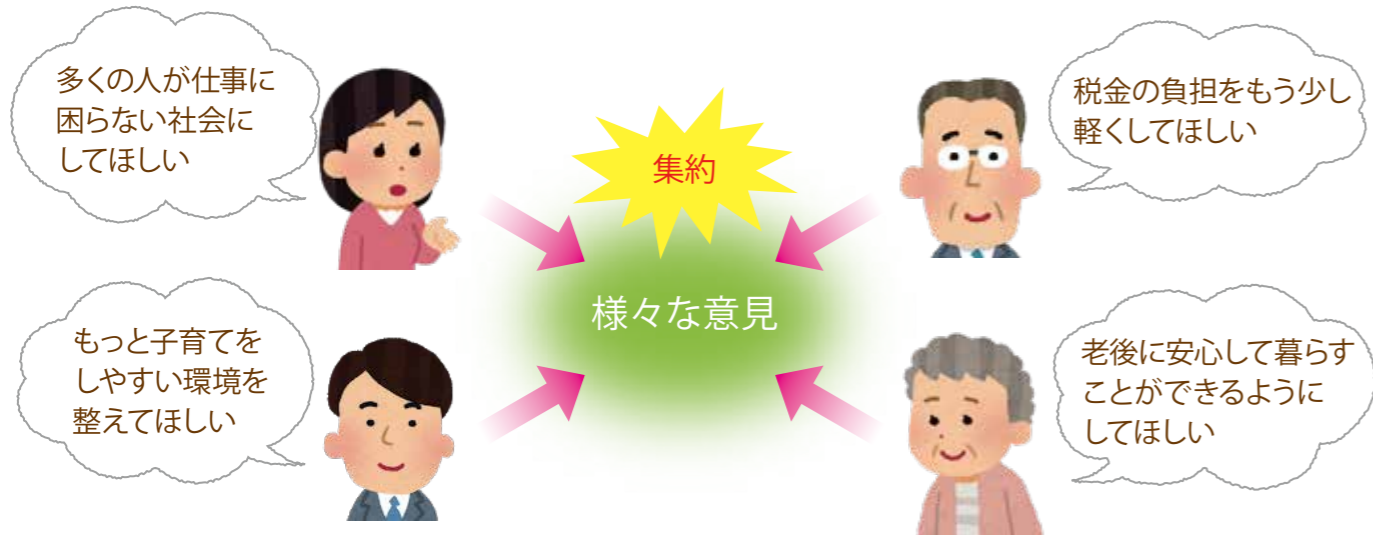




政治とは

政治とは、私たちが国家や社会について重要と考えるものを、国家や社会としてどのような状態であることが良いのか、優先順位をつけて決定することです。何が重要であり、こういった優先順位をつけるのが望ましいかは人によって様々な意見があります。

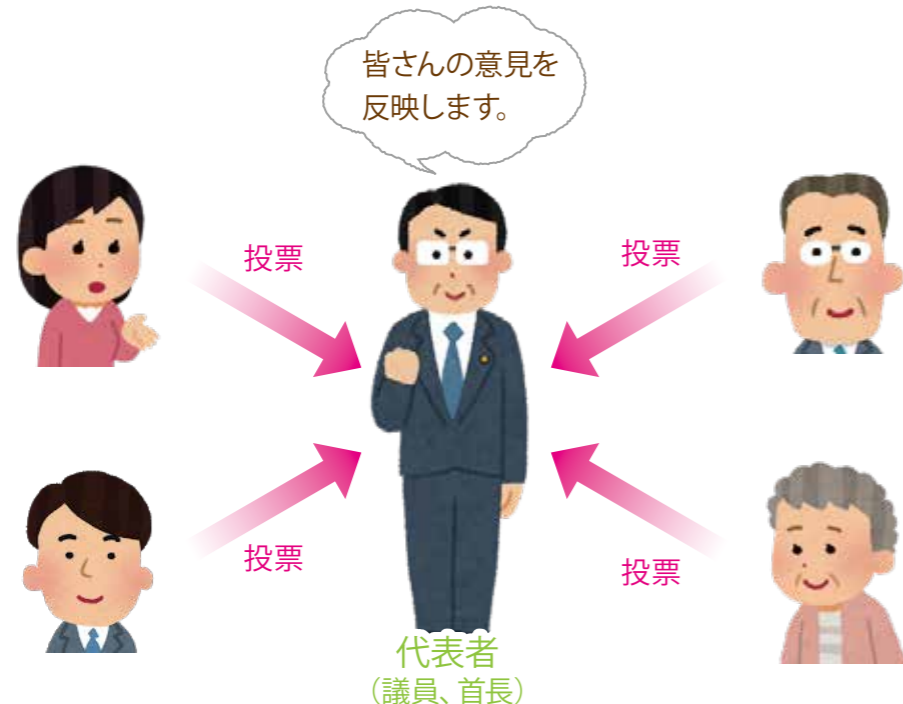
より良い形となるように議論を行って、多様な意見を集約していくことが重要です。



選挙とは

それではそれぞれの人が持つ多様な意見を実際にどうやって集約をするのでしょうか。全員が一堂に会して、話し合いをすることは、国や自治体の規模では不可能と言っても良いでしょう。そこで、私たちの意見を反映してくれる代表者が国民や住民の信託を受けて政治を行います。この代表者を投票によって決めることが「選挙」です。

選挙は、私たちの意思を政治に反映させることのできる最も重要な機会です。



政治によって決定されること

政治によって決定されることは様々ありますが、代表的なものが2つあります。1つは私たちが納める税金の使い道（予算）についてです。もう1つは国家や社会におけるルール（法律・条例）の制定・改廃です。これらは国民や住民から選挙によって選ばれた議員・首長が議会で議論を行い、調整を図りながら決定をします。議論を行うにあたって、個人や団体の考え方や意見、利害の対立を調整し、解決していくことが必要になります。

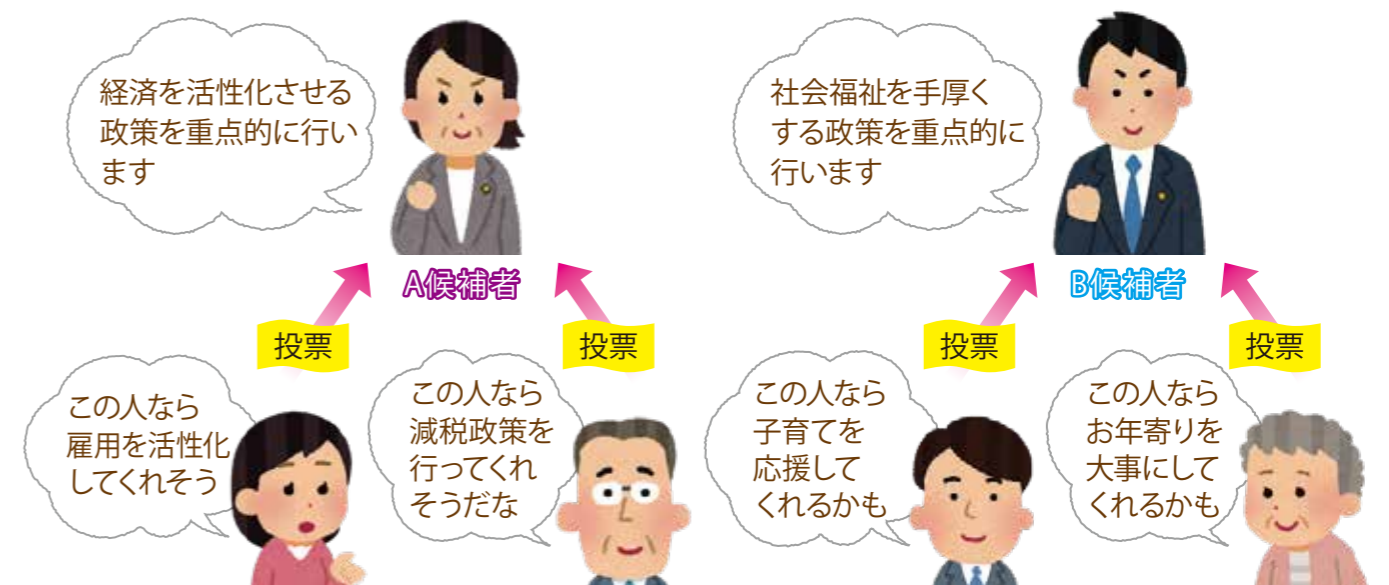


代表者を選ぶ

私たちが、選挙を通じて選出した代表者は、私たちの信託を受けた議員・首長として議会での議論を経て、様々な政策を決定します。

私たちが選んだ代表者が行う政治の内容によって、私たちの生活が大きく変わることになるかもしれません。そしてその結果は、すべて私たちに返ってくるのです。そのため、有権者は選挙に立候補をする人の主張を見聞きして、自分の考えに最も近い人を選択し、その人に投票することになります。

また、選出した後の私たちの代表者の行う政治についても、注意深く見つめる必要があります。



選挙の種類



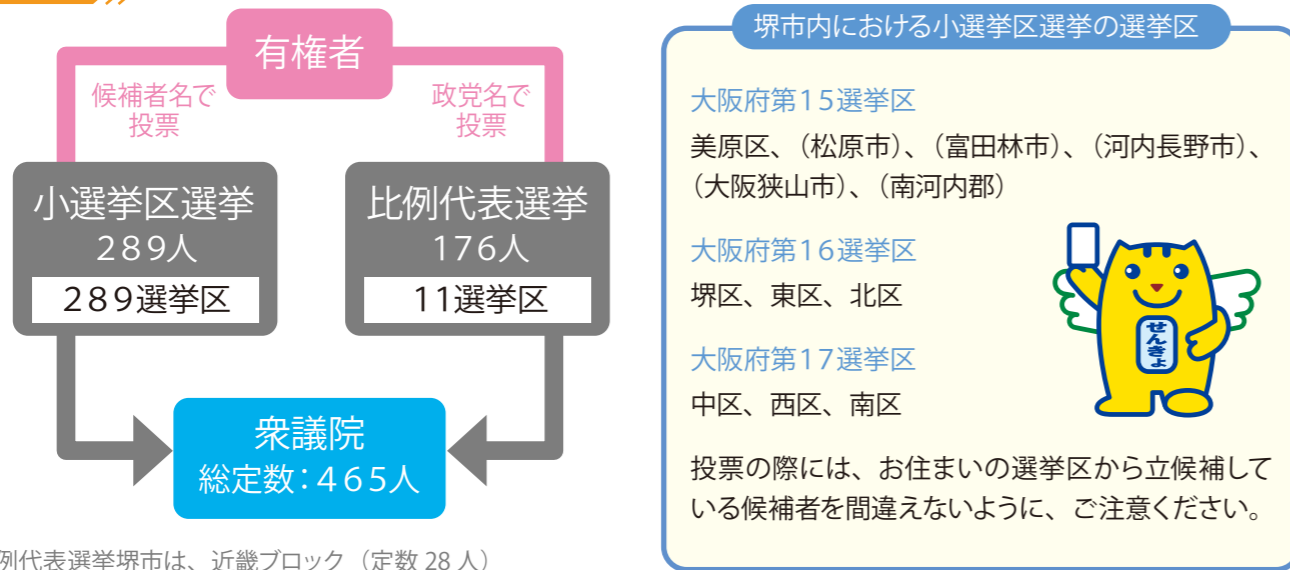
選挙は国会議員を選ぶ「国政選挙」と都道府県知事や市区町村長、地方議会議員を選ぶ「地方選挙」の2つに分けられます。それぞれの選挙の仕組みについて、説明します。

(1) 国政選挙

① 衆議院議員総選挙

衆議院議員を一齐に選ぶ選挙です。任期は4年ですが、任期途中で解散による選挙が行われる場合もあります。小選挙区選挙は「候補者名」を、比例代表選挙は「政党名」を書いて投票します。

選び方

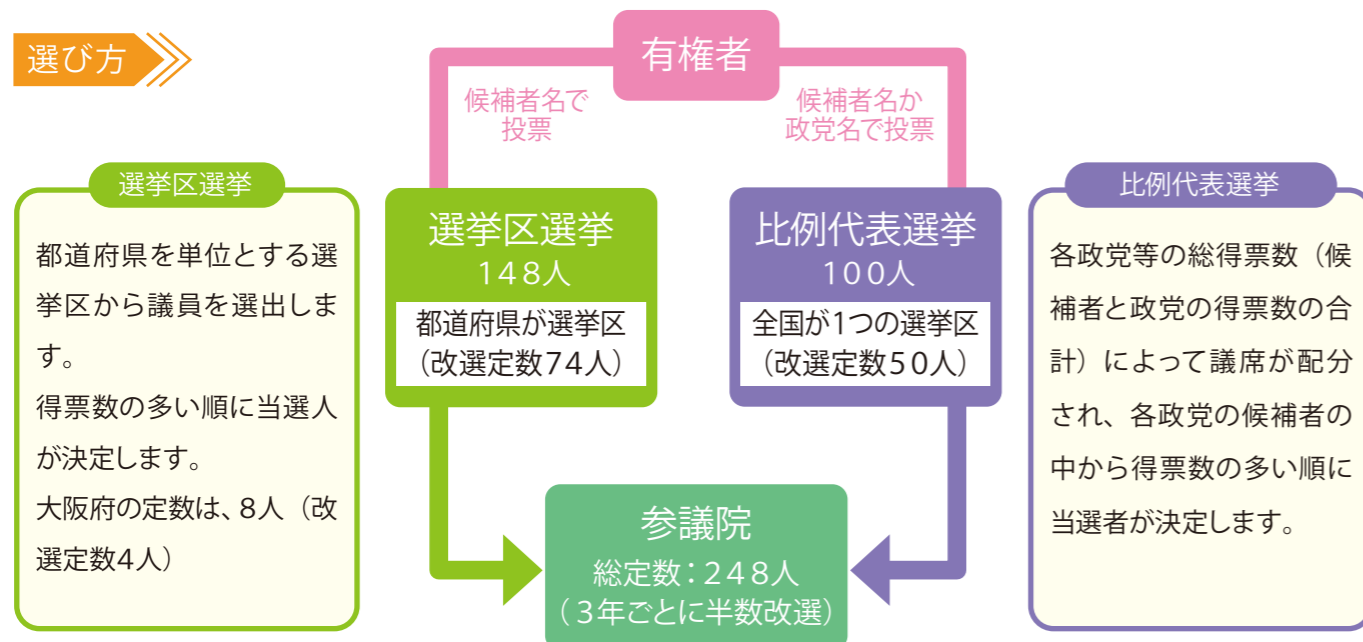


比例代表選挙堺市は、近畿ブロック (定数 28人)

② 参議院議員通常選挙

参議院議員の半数を、3年ごとに改選する選挙です。衆議院議員選挙とは異なり、常に任期満了(6年)によるものだけで解散による選挙が行われることはありません。選挙区選挙は、「候補者名」を、比例代表選挙は「候補者名か政党名」を書いて投票します。

選び方



(2) 地方選挙

① 都道府県知事・市区町村長選挙

都道府県知事や市区町村長を選ぶ選挙です。堺市においては、「大阪府知事選挙」と「堺市長選挙」があります。

② 都道府県議会議員・市区町村議会議員選挙

都道府県議会や市区町村議会の議員を選ぶ選挙です。堺市においては、「大阪府議会議員選挙」と「堺市議会議員選挙」があります。選ばれる議員の定数は区によって異なります。下の図は各区で選ばれる議員の定数です。





(1) 選挙権

選挙権とは、その言葉のとおり、選挙に参加(投票)することができる権利のことを言います。選挙権を持つためには、必ず備えていなければならない条件(積極的要件)と、ひとつでも当てはまった場合、選挙権を失う条件(消極的要件)があります。

	備えていなければならない条件	権利を失う条件
衆議院議員・参議院議員の選挙	・日本国民で満18歳以上であること ※18年目の誕生日の前日の午前0時から満18歳とされます。	1. 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者 2. 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く) 3. 公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられ、実刑期間経過後5年間(被選挙権は10年間)を経過しない者。または刑の執行猶予中の者 4. 選挙に関する犯罪で禁錮以上の刑に処せられその執行猶予中の者 5. 公職選挙法、政治資金規正法等に定める犯罪により選挙権、被選挙権が停止されている者
知事・都道府県議会議員の選挙	・日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上その都道府県内の同一の市区町村に住所のある者 ※引き続き3か月以上その都道府県内の同一市区町村に住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続きその都道府県の区域に住所を有する者を含む。	
市区町村長・市区町村議会議員の選挙	・日本国民で満18歳以上であり、引き続き3か月以上その市区町村に住所のある者	

(出典 総務省 HP より)

(2) 被選挙権

権被選挙権とは、みんなの代表として公職に就くことができる権利です。ただし、一定の資格があり、それを持つには次の条件を備えている必要があります。また、被選挙権を失う条件は、選挙権と同様です。なお、年齢要件は選挙期日(投票日)時点で満たす必要があります。

	備えていなければならない条件
衆議院議員	日本国民で満25歳以上であること
参議院議員	日本国民で満30歳以上であること
都道府県知事	日本国民で満30歳以上であること
都道府県議会議員	日本国民で満25歳以上であること その都道府県議会議員の選挙権を持っていること
市区町村長	日本国民で満25歳以上であること
市区町村長議会議員	日本国民で満25歳以上であること その市区町村議会議員の選挙権を持っていること

(出典 総務省 HP より)



選挙権があっても、実際に投票するためには、市区町村の選挙管理委員会が管理する選挙人名簿に登録されている必要があります。選挙人名簿とは、選挙人(有権者)の範囲を確定しておくために、選挙人を登録しておく名簿のことを言います。

(1) 選挙人名簿に登録される人の条件

- ①その市区町村に住民登録がある年齢満18歳以上の日本国民であること
- ②その住民票が作られた日から引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に登録されていること



- ①外国籍の人や18歳未満の人は登録されない。
- ②他の自治体から引っ越しをして3か月经過していない人は登録されない。

進学や就職等で引っ越しをした場合に住民票を移す手続きをしないと、引っ越し先の住所地で投票できない場合があるので注意してください。以前の住所地で投票できる場合もありますので、わからないことがあれば、お近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。

(2) 登録

選挙人名簿への登録は、市区町村の選挙管理委員会が毎年3月、6月、9月、12月(登録月)の原則1日に行います。これを定時登録と言います。また、選挙が実施される場合にも行います。これを選挙時登録と言います。なお、海外に住んでいる日本国民は、在外選挙人名簿(※1)に登録されれば、国政選挙について、海外からでも投票ができます。

(※1) 海外に居住する日本人有権者が在外投票を行えるように登録する名簿

3月、6月、9月、12月



登録



(3) 抹消

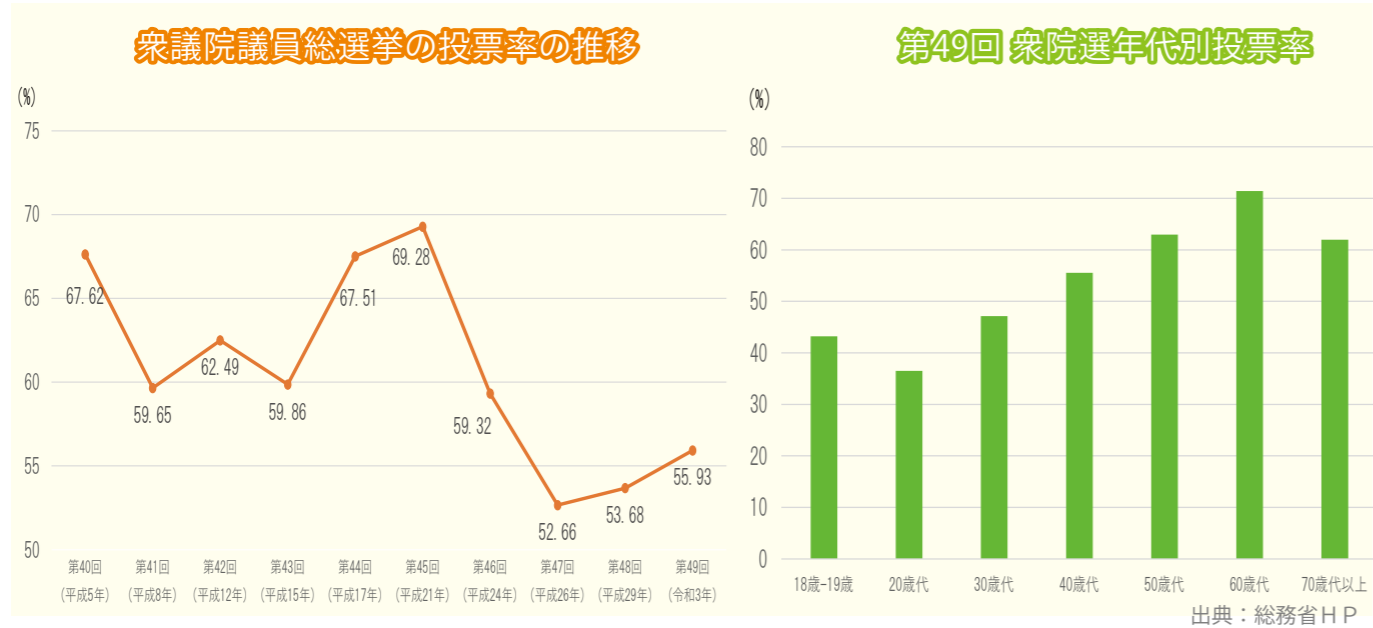
選挙人名簿に登録されている人が、次の事項にあてはまった時は、その人は名簿から抹消されます。

- ①死亡、または日本国籍を喪失したとき
- ②転出日から4か月を経過したとき
- ③在外選挙人名簿に登録されたとき
- ④登録の際に、登録されるべき者でなかったとき



投票率の現状

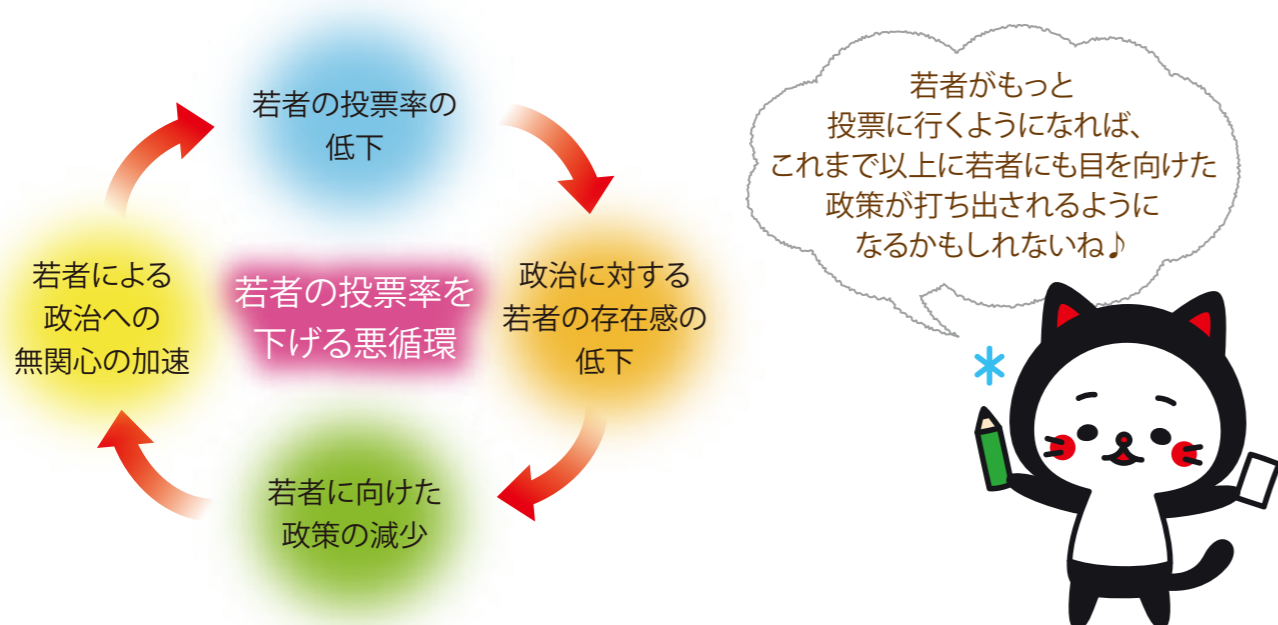
投票率とは、有権者のうち実際に投票した人の割合のことをいいます。この投票率は、年々低下傾向にあります。下の図は衆議院議員総選挙における全世代の投票率の推移と、第49回衆議院議員総選挙(令和3年)の年代別投票率です。



この図を見ても、投票率が低下傾向にあり、特に20歳代以下の世代の投票率が低いことが分かります。

若者の投票率が低いことの問題点

若者が投票に行かないと生じる問題の一つとして、政治に対する若者の存在感が低下してしまうことがあげられます。そうなると、若者に向けた政策が打ち出されにくくなってしまいます。これによって、若者の投票離れが更に進んでしまうという悪循環に陥る可能性があります。

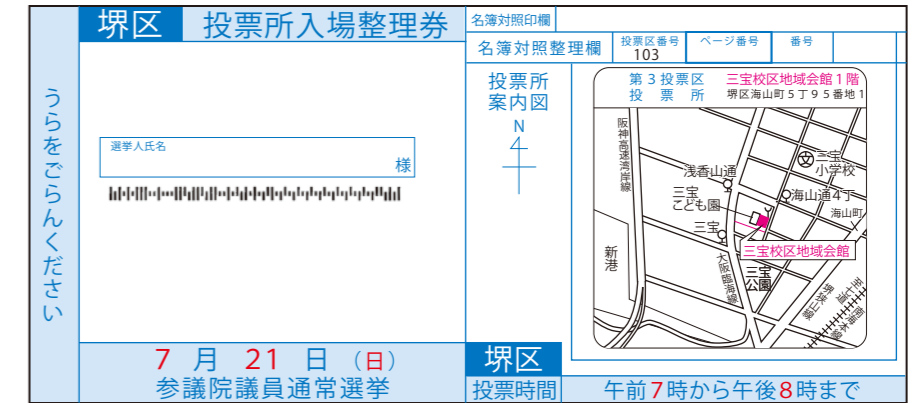


投票所入場整理券

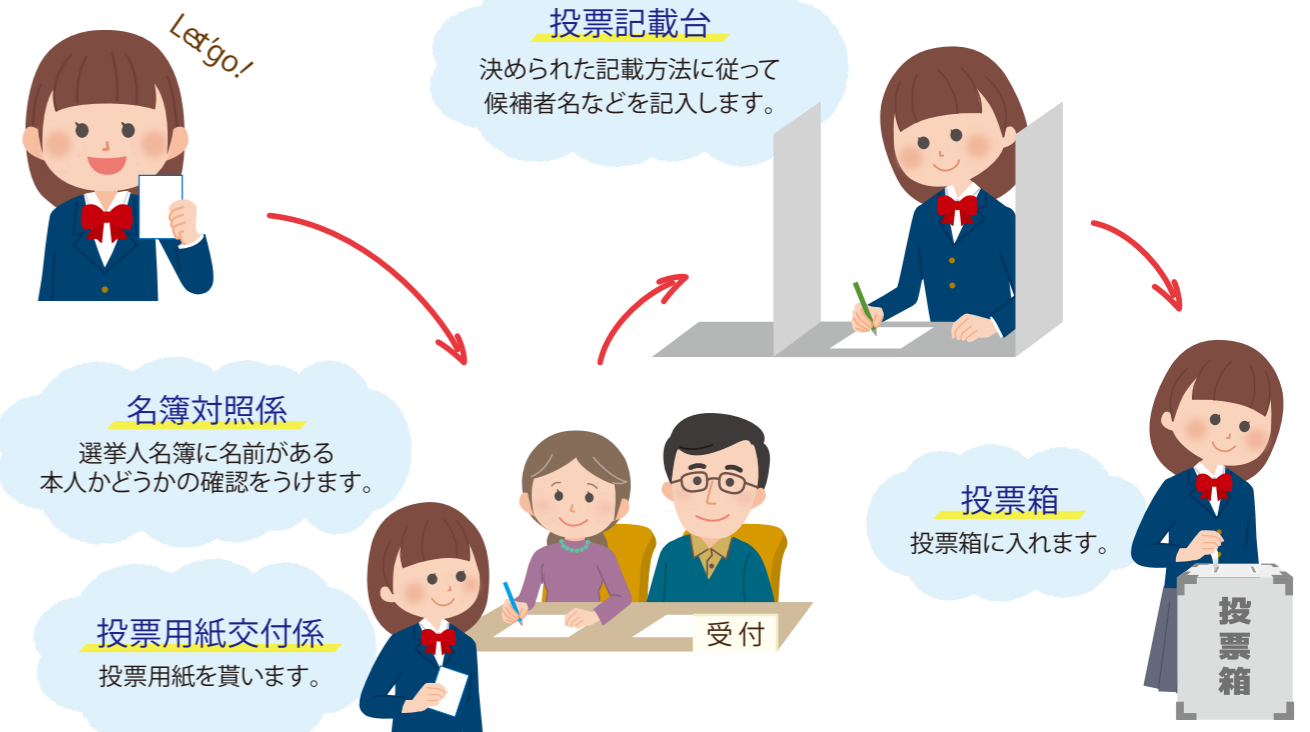
選挙が公示(告示)されたら、選挙人名簿に登録されている人のもとに投票所入場整理券が届けられます。(堺市では、封筒に世帯分がまとめて送られてきます。)この券には、選挙の日時や自分が行くべき投票所の場所などが記載されています。

この券を持参して投票所に行ってください。

投票所入場整理券の見本

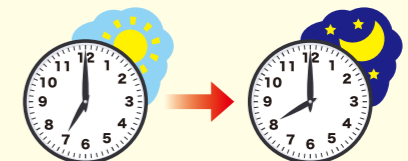


当日投票の流れ



当日投票に関するQ&A

- Q 投票所入場整理券を持参していない場合は?
- A 投票所入場整理券がなくても、投票所で名前や住所などを聞いて本人であることが確認できれば投票することができます。
- Q 投票ができる時間は?
- A 投票時間は、朝7時から夜8時までです。





期日前投票制度

投票日当日に予定がある場合は「期日前投票」ができます。投票日に学校や仕事、旅行などの予定が入っていて投票に行けない人のために、公示(告示)日の翌日から投票日の前日まで投票することができます。期日前投票ができる場所は各区役所に設けられています。自分が投票できる期日前投票所は、投票所入場整理券に書いてありますので、予め確認をしておきましょう。

公示日または告示日の翌日

期日前投票期間(※1)

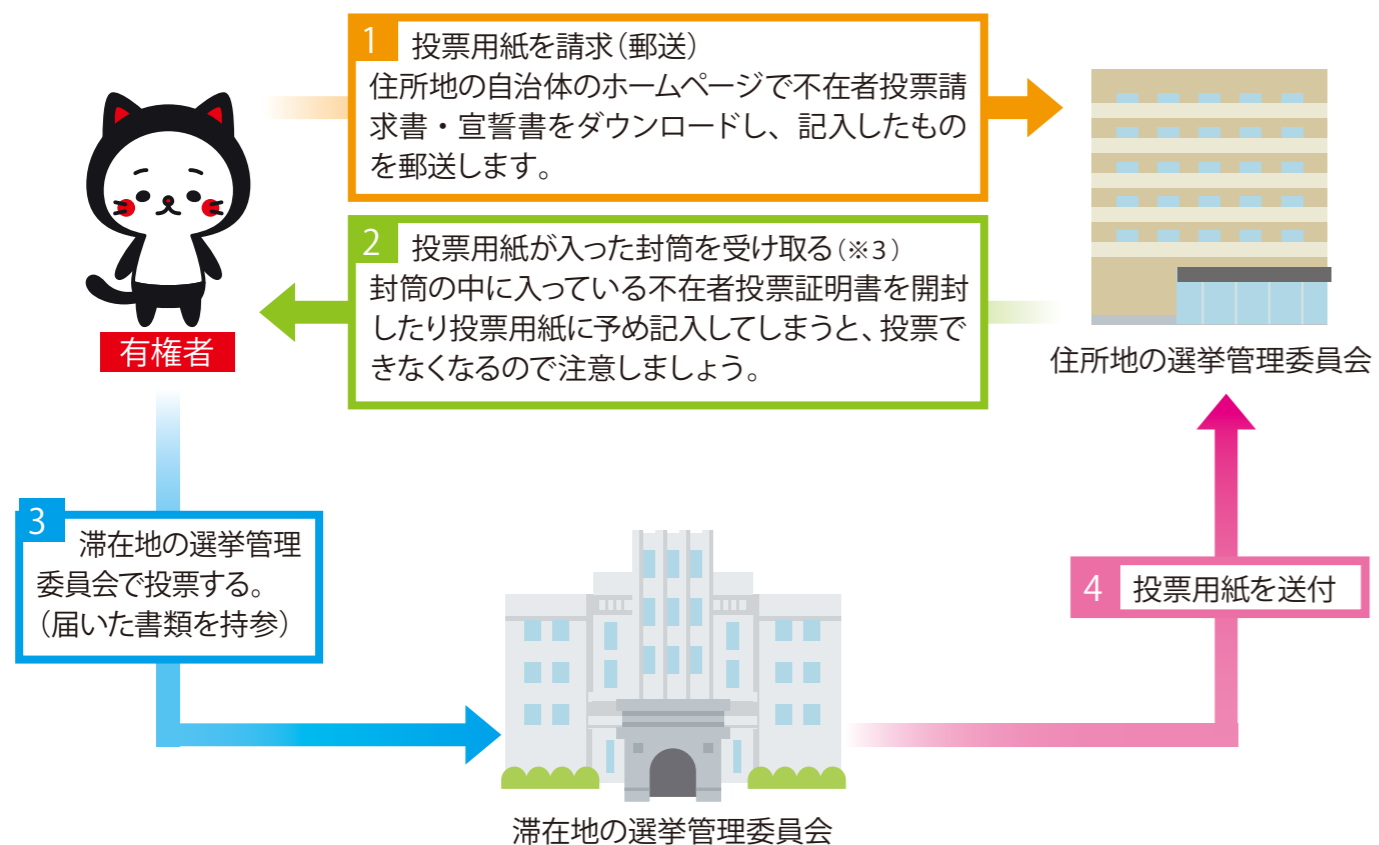
投票日の前日

(※1) 期日前投票時間は原則として午前8時30分から午後8時までです。

不在者投票制度

旅行や出張などで、選挙期間中に住所地以外の市区町村に滞在している有権者は、滞在先の市区町村で不在者投票ができます。また、指定された病院等に入院している人は施設内で不在者投票ができます。

滞在地での不在者投票の方法



(※3) 投票用紙の請求から届くまでに数日かかるので余裕をもって手続きしましょう。

☆このほか、在外投票制度や、障害のある方などの郵便による不在者投票制度もあります。



実際に選挙が行われることになると、どの候補者や政党に投票してよいかわからないと思うことがあります。そこで、まずは情報収集を行うところから始めてみましょう。ただ、情報収集といっても、様々な方法がありますので、いくつか紹介します。

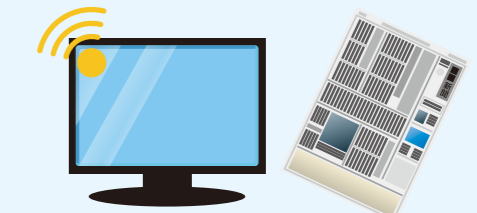
インターネット

政党や候補者がホームページやブログ、SNS等を利用して、政策・主張を発信しています。このほかにも、選挙の争点に関する質問に答えていくことで、自分の考えに近い候補者や政党が表示される「ポータルマッチ」というコンテンツもあります。



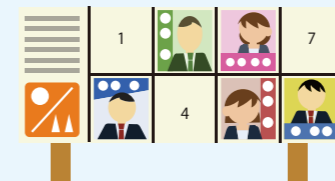
テレビ・新聞などのマスメディアによる報道

テレビや新聞では、選挙前に候補者や政党の政策・主張や選挙の争点などが特集されたり、解説されます。



選挙ポスター

選挙が近づくと、候補者の名前や顔写真が掲載された選挙運動用ポスターを候補者が公営(公設)の掲示板に貼付します。



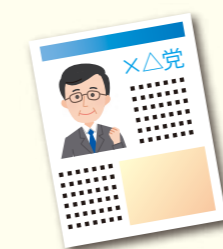
街頭演説

駅前や街頭などの公共の場で政党や候補者が政策・主張を発信するものです。



候補者や政党のビラ

候補者や政党の政策・主張などが記載されたA4サイズの印刷物です。新聞折込や街頭演説・候補者の選挙事務所等で頒布されています。



選挙公報

候補者のプロフィールや顔写真、政策・主張などを掲載した文書です。選挙管理委員会が各世帯へ配布しており、選挙管理委員会のホームページ上でも公開されています。



演説会

学校や公民館、市町村の選挙管理委員会が指定する施設等で、候補者や政党が政策・主張を述べて、有権者に投票の依頼を呼び掛けるものです。



政見放送

立候補した候補者や政党がテレビやラジオに出演して、政策・主張を発信するものです。(国会議員および都道府県知事を選ぶ選挙の場合のみ)



情報収集の手段は様々ありますが、1つの情報だけをうのみにするのではなく、複数の情報を比較・検討して、情報を理解する力のことをメディアリテラシーと言います。様々な意見や情報に触れて、このメディアリテラシーを培っていくことが大切です。

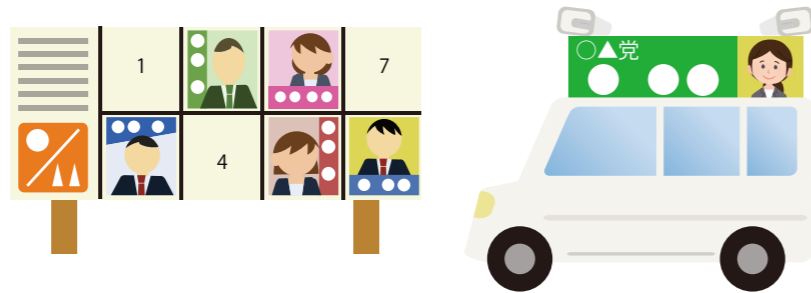


選挙運動とは

選挙運動は、候補者が当選するための活動ですが、選挙が公示・告示されて以降、投票日の前日までに限って認められます。その前に運動を始めると「事前運動」という法律違反になります。選挙運動の内容は大きく次の2つに分類されます。

(1) 文書図画による選挙運動

- 例：・ポスター掲示
・ビラ、はがきの頒布
・選挙公報
・新聞広告



(2) 言論による選挙運動

- 例：・街頭演説
・演説会
・選挙カーからの連呼行為(※1)
・政見放送

(※1) 短時間に一定の文言を連続反覆して呼称すること。



インターネット選挙運動

2013年に法律が改正され、国政選挙、地方選挙においてウェブサイト等を利用した選挙運動ができるようになりました。なお、通常の選挙運動と同様に18歳未満の人はすることができません。

(1) ウェブサイト等の例

- ・ホームページ
- ・ブログ
- ・SNS (ツイッター、フェイスブック等)
- ・動画共有サービス (YouTube、ニコニコ動画等)
- ・動画中継サイト (Ustream、ニコニコ動画の生放送等)

(※) 連絡先の表示義務

ウェブサイト等を利用して選挙運動を行う場合は、メールアドレス等の連絡先を表示する必要があります。表示する連絡先は、SNSのアカウントや返信用URL等でも問題ありません。



(2) 電子メールの利用について

電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党等のみが行うことができます。一般の有権者は行うことができません。

選挙運動のルール

1. 選挙運動ができる期間

選挙運動は公示・告示日に立候補の届出を済ませてから投票日の前日までに限り、行うことができます。決められた期間以外に選挙運動を行うことは法律で禁止されています。なお、街頭演説や選挙カーからの呼びかけは午前8時から午後8時までしかできません。

2. 選挙運動をすることができる人

候補者だけでなく、一般の有権者もすることができます。ただし、選挙運動は18歳以上でなければ行うことができません。

18歳未満の人が選挙運動を行うことは法律で禁止されています。



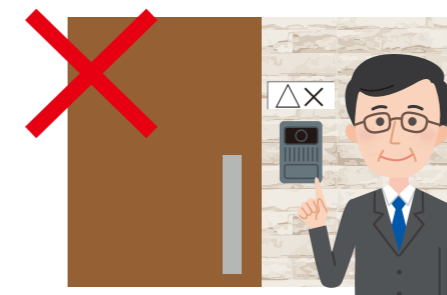
3. 一般の有権者が選挙運動としてすることができる行為の例

- ・家族や友人に、特定の候補者(政党)への投票を依頼すること
- ・電話で、特定の候補者(政党)への投票を依頼すること

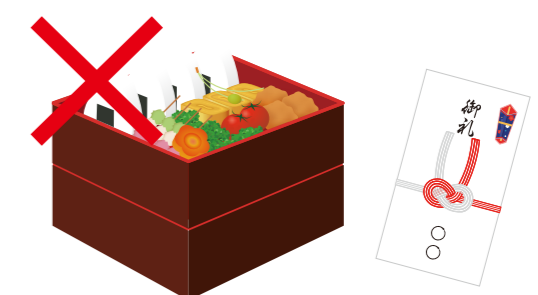
禁止されている行為の例

1. 選挙運動全般

戸別に有権者の家や会社に訪問して投票を依頼してはいけません。



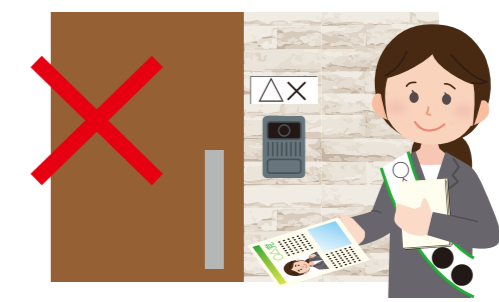
金品や食事の提供の見返りに票を獲得しようとしてはいけません。



投票を呼びかける電話やビラ配りなどでアルバイト代をもらってはいけません。

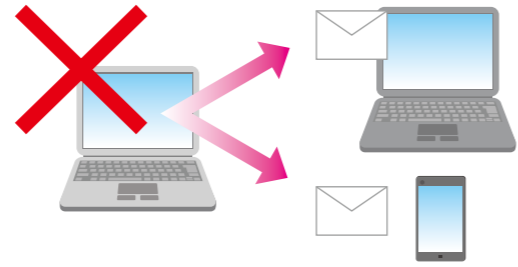


決められた場所以外で選挙運動用ビラ(チラシ)を配ってはいけません。

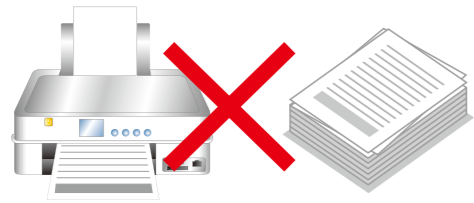


2. インターネット選挙運動

候補者や政党以外がメールを使って選挙運動をしてはいけません。
また、有権者が受信した選挙運動用電子メールを転送してはいけません。



ホームページや電子メール等を印刷し頒布してはいけません。



選挙運動用文書図画を記録したDVDやUSB等の媒体を頒布してはいけません。



(※) インターネット選挙運動も選挙運動期間外にはしてはいけません。

候補者に関し虚偽の事項を公開したり、悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません。



氏名等を偽って通信してはいけません。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません。



→これらに違反すると、通常の選挙運動の場合と同様に罰則があります。

明るい選挙の実現にむけて



明るい選挙とは

私たち国民が、買収や供応などの不正を排除し、選挙が公正かつ適正に行われ、私たちの意思が政治に正しく反映される選挙を「明るい選挙」といいます。

この「明るい選挙」を推進している公益財団法人明るい選挙推進協会は、

- ①選挙違反のないきれいな選挙が行われること、
 - ②有権者がこぞって投票に参加すること、
 - ③有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る目を養うこと
- の3つを目標に活動しています。



寄附の禁止

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは、法律で禁止されています。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

(1) 禁止されている寄附の例



絶対ダメだよ!



※政治家本人が結婚披露宴、葬式等に自ら出席してその場で行う場合は罰則が適用されない場合があります。

(2) 三ない運動

三ない運動とは、政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)の寄附について「贈らない、求めない、受け取らない」というルールを守り、公平公正な明るい選挙を実現しようという運動です。

みんなで徹底しよう「三ない運動」



総務省・(公財)明るい選挙推進協会



明治

日本での初めての選挙は1890年の第1回衆議院議員選挙です。この時点において、選挙権が与えられたのは当時としては高額な税金を納めた25歳以上の男性で、限られた一部の人しか選挙に参加することが許されませんでした。また、この時は、投票時に記名捺印が必要でした。

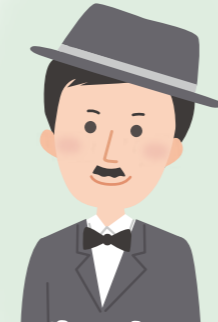
1900年に法律が改正されたことにより、選挙権を得るために必要な納税額が引き下げられました。しかし、それでもまだ選挙権が与えられたのは限られた一部の人でした。この頃から多くの人に選挙権を与えることを求める声が大きくなっていきます。また、この改正により投票時に記名捺印が不要となり、以降の選挙でも継続して記名捺印は不要となりました。

明治22年
(1889年)



25歳以上の男子
(直接国税15円以上)
(全人口の約1.1%)

明治33年
(1900年)



25歳以上の男子
(直接国税10円以上)
(全人口の約2.2%)

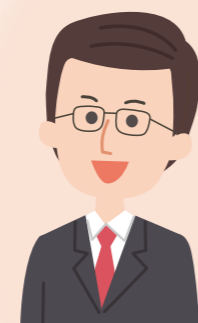
大正

大正時代に入ると、民主主義の考え方が国民に広がりを見せ、国民の声を政治に反映させることを求める運動が各地で行われるようになりました。政治や社会、文化等において民主主義を求める運動は「大正デモクラシー」と呼ばれています。

この時代になると、全ての成人に選挙権を与えることを求める普通選挙運動が活発に行われることになりました。

1919年には法律が改正され、選挙権を得るために必要な納税額が更に引き下げられました。その後、1925年には、納税額による制限が撤廃され、25歳以上の男性に選挙権が与えられることになりました。しかし、この時代ではまだ女性や24歳以下の人には選挙権は与えられていませんでした。この選挙権の要件は太平洋戦争終了後まで続きます。

大正8年
(1919年)



25歳以上の男子
(直接国税3円以上)
(全人口の約5.4%)

大正14年
(1925年)



25歳以上の男子
(納税要件なし)
(全人口の約20.1%)

昭和(戦後)

太平洋戦争終了後、様々な改革が行われました。その改革の一つとして、女性に参政権が与えられることになりました。そして、参政権が与えられる年齢も従来から引き下げられ20歳からとなりました。日本で初めての選挙から55年以上の年月を経て、財産(納税額)や性別による制限を受けない普通選挙が実現しました。

戦後の大きな変化として、日本の憲法は一新され、それまでの日本の憲法であった大日本帝国憲法から、日本国憲法へと移り変わります。

大日本帝国憲法は、天皇によって制定された欽定憲法であったのに対し、日本国憲法は国民によって制定された民定憲法です。日本国憲法では、主権が国民にあるとされ、国民が国のあり方を決めるという「国民主権」は、「基本的人権の尊重」や「平和主義」と合わせて、日本国憲法の基本原理とされています。日本はここから民主主義国家への道を歩み始めることとなりました。

昭和20年
(1945年)



20歳以上の男女
(全人口の約51.2%)

日本国憲法三大原則



平成

冒頭でも触れましたが、戦後に選挙権年齢が引き下げられてから70年経ち、新たに選挙権が与えられる年齢が18歳に引き下げられました。これまでの歴史を振り返ると、選挙権は多くの人たちの運動によって得られた大切な権利です。どうかこの大切な権利を無駄にせず、選挙に参加していきましょう。

平成27年
(2015年)



18歳以上の男女
(全人口の約84.5%)